

岐阜県公報

第二千八百九号
平成二十八年十二月二十日
(火曜日)

目次

人事委員会規則

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 七九九ページ

告示

個人の事業税及び不動産取得税に係る徴収金の収納事務の委託に関する告示

(税務課) 七九九

保安林の指定施業要件を変更する予定

(郡上農林事務所) 八〇〇

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 八〇一

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 八〇一

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 八〇一

岐阜都市計画の図書の縦覧

(同) 八〇二

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 八〇三

土地改良区役員の退任及び就任

(西濃農林事務所) 八〇四

土地改良区役員の退任

(同) 八〇五

人事委員会規則

岐阜県職員^のの留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三十八号

岐阜県職員^のの留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

則第十八号)の一部を次のように改正する。
第四条第三号中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第六百四十一号

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)第十二条第二項に規定する個人の事業税及び不動産取得税に係る徴収金の収納事務について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条の二第一項の規定により次のとおり委託

したので、同条第六項において準用する同令第五百八十八条第二項の規定により告示する。
平成二十八年十二月二十日
岐阜県知事 古田 肇

受託者の名称及び住所	委託内容	委託期間
株式会社電算システム 岐阜市日置江一丁目五八番地	個人の事業税及び不動産取得税の収納事務のとりまとめ	平成二十八年十二月二十六日から平成三十一年三月三十一日まで
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目八番二十七号	MMK設置店の表示のある加盟店舗における個人の事業税及び不動産取得税の収納	同右
株式会社セブニーイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八番地八	直営店舗、加盟店舗等における個人の事業税及び不動産取得税の収納	同右
株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋三丁目一番一号	同右	同右
ミニストップ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目一番地	同右	同右
山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一号	同右	同右
株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目一番二号	同右	同右

岐阜県告示第六百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のよう

に保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。
平成二十八年十二月二十日
岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡上市（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
干害の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡上市（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - (2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年十二月二十日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年十二月七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社クスリのアオキ

三 建物の名称及び所在地

クスリのアオキ岐阜県庁前店

岐阜市今嶺二丁目五番一号 外

四 変更しようとする事項

駐輪場の位置

(変更前) 店舗北西側

(変更後) 店舗正面

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
山王・下立用水二期 地区	大垣市役所	平成二八・一二・二〇から 同二九・一・二五まで

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜県岐阜市藍川町及び多賀町の全部並びに柳沢町、金屋町二丁目及び美園町二丁目

三 調査を行った期間

平成二十六年から平成二十七年まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県岐阜市藍川町及び多賀町の全部並びに柳沢町、金屋町二丁目及び美園町二丁目

五 一部の地籍簿

岐阜県岐阜市藍川町及び多賀町の全部並びに柳沢町、金屋町二丁目及び美園町二丁目

一部の地籍簿

目

五 認証年月日

平成二十八年十二月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年十二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡坂祝町

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡坂祝町黒岩の一部（黒岩字伊原田・大原地区）

三 調査を行った期間

平成二十五年から平成二十六年まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡坂祝町黒岩の一部の地籍図

岐阜県加茂郡坂祝町黒岩の一部の地籍簿

五 認証年月日

平成二十八年十二月二十日

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画地区計画 太郎丸地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画地区計画 大脇・中島地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画地区計画 長良南町地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

<p>開発許可(変更許可)番号及び年月日 岐阜県指令岐西建築第四六号の三 平成二八・六・二七</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称 瑞穂市穂積字中原一七八七番一</p>	<p>公共施設の 種類 道路・水路</p>	<p>公共施設の 位置及び区 域 開発登録簿 による</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名 瑞穂市穂積一八一三四 イスト 代表者 大 窪 桂</p>
<p>岐阜都市計画の図書の縦覧</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>平成二十八年十二月二十日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 都市計画の種類及び名称 岐阜都市計画地区計画 橋本町一丁目西地区地区計画</p> <p>二 縦覧場所 岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課</p> <p>岐阜都市計画の図書の縦覧</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>平成二十八年十二月二十日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>				
<p>二 縦覧場所</p> <p>岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課</p> <p>岐阜都市計画の図書の縦覧</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>平成二十八年十二月二十日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 都市計画の種類及び名称 岐阜都市計画地区計画 宇佐一丁目東地区地区計画</p> <p>二 縦覧場所 岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課</p> <p>開発行為の工事の完了</p> <p>次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十八年十二月二十日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>				

同 岐阜西建築第四六号の四 同 二八・七・二一	同 市野白新田字永長三三三番及び三三四番三	道路	同	大垣市寿町三三番地 大安建設株式会社 代表取締役 稲川 哲彦
同 岐阜西建築第四六号の七 同 二八・九・一四	同 市稲里字二ノ町二九七番一及び二九八番一	同	同	羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白井 泉
同 岐阜西建築第四八号の四 同 二八・七・二九	羽島郡笠松町北及字北山一九九九番一、二〇〇〇番一、二〇〇一番一及び二〇〇二番一	道路・水路	同	岐阜市長住町五丁目八番地 國六株式会社 代表取締役 國井 重宏
同 岐阜西建築第三四号の六 同 二七・一一・四 同 岐阜西建築第三九号の五一 同 二八・四・一八 同 岐阜西建築第五七号の一五 同 二八・一一・一四	不破郡垂井町栗原字大正七五二番一の一部外七二筆及び垂井町所管法定外公共物(道路及び水路)(第一工区)	緑地・水路	同	安八郡輪之内町榎俣一六九五番地の一 未来工業株式会社 代表取締役 山田 雅裕
同 東建築第八七号の五 同 二八・三・一 同 東建築第八一号の四 同 二八・一一・八	瑞浪市稲津町小里字惣作一〇八二番三 外六二筆	道路、緑地、 消防の用に 供する貯水 施設	同	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三 株式会社オークワ 代表取締役 神吉 康成

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年十二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住所
五三土地改良区	平成 六・二・七	理事	滋谷 満	養老郡養老町大野	六六一番地
同	同	同	藤井 清	船附	二八五六番地一
同	同	同	佐竹 芳行	下笠	一四二七番地
同	同	同	藤田 眞五	根古地	五八番地
同	同	同	西脇 正己	船附	一三三番地
同	同	同	小川 郁義	同	二八九〇番地一
同	同	同	田中 昭博	養老郡養老町下笠	五三一一番地

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住所
室原土地改良区	平成 二六・〇・二四	理事	佐竹正則	養老郡養老町色目 五二六番地

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年十二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住所
養老町河内土地改良区	平成 二六・〇・二四	理事	佐竹正則	養老郡養老町色目 五二六番地

平成二十八年十二月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社